

第3節 中小企業庁	458
1. 中小企業の動向	458
1. 1. 中小企業の動向	458
1. 2. 中小企業の資金繰り、倒産動向、雇用	463
2. 2016年度において講じた中小企業施策	468
2. 1. 被災地の中小企業へのきめ細かな支援	468
2. 2. 中小企業の生産性向上支援	469
2. 3. 中小企業・小規模事業者の海外展開支援	472
2. 4. 小規模事業者の持続的発展支援	473
2. 5. 地域経済活性化・新陳代謝の促進	473
2. 6. 事業環境の整備	478
2. 7. その他の中小企業施策	481

第3節 中小企業庁

1. 中小企業の動向

1. 1. 中小企業の動向

(1) 景況感

まず、中小企業の景況感を、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（以下、「日銀短観」とする。）、中小企業庁・独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）「中小企業景況調査」（以下、「景況調査」とする。）で見ていく。

(図1)

中小企業の業況判断D I は、日銀短観、景況調査共に、2014 年4月の消費税率の引上げに伴って大きく上下したものの、その後は2015年第4四半期まで緩やかに上昇した。2016年に入って以降は、2016年4月の熊本地震の影響等で2期連続の低下となったものの、以降は上昇しており、直近の2017年第1四半期（1－3月期）ではどちらの調査でも上昇しているなど、足下では持ち直し基調にある。

また、日銀短観の大企業と中小企業、景況調査の中規模企業と小規模企業をそれぞれ比較すると、両調査とも規模の小さな企業の方がD I の水準が低く、規模の小さな企業の業況は比較的厳しいといえる。

さらに、この業況判断D I について、業種別、地域別に確認する。

まず業種別に確認すると、2016年の第1四半期は前期比2.8ポイントの低下となったが、低下には主に製造業、サービス業が寄与しており、この背景としては、暖冬による冬物商品の販売不振等の声が聞かれた。（図2）

第2四半期（4－6月期）は前期比1.4ポイントの低下となり、低下にはサービス業、卸売業が寄与した。この背景としては、2016年4月14日に発生した熊本地震の影響を挙げる声が多かった。第3四半期（7－9月期）は前期比1.3ポイントの上昇となり、上昇には主に建設業と製造業が寄与した。この背景として、熊本地震後の復旧工事の進捗や生産の回復に関する声が多かった。また、サービス業のうち、宿泊業では熊本地震後の回復やインバウンド需要の回復の影響を示す声が聞かれた。第4四半期（10－12月期）は前期比0.5ポイントの低下となり、低下には、建設業、サービス業のうち宿泊業などが寄与した。この背景として、2016年10月21日に発生した鳥取県中部地震の影響等に関する声が聞かれた。

また、2016年を通じて、新興国経済の減速、人口減少による国内需要の減少等についての声や、人手不足を懸念する声が聞かれた。

2017年の第1四半期は前期比1.7ポイントの上昇となり、上昇には自動車・生産機械関連等の生産の持ち直しによる製造業の業況改善等が寄与した。

次に、地域別に確認すると、2016年の第2四半期は熊本地震の影響もあり、九州地方が最も押し下げに寄与した。

（図3）続く第3四半期は、前期の反動もあり、九州地域が最も押し上げに寄与した。第4四半期については、鳥取県中部地震の影響もあり、中国地方が最も押し下げに寄与した。

図1 企業規模別業況判断DIの推移

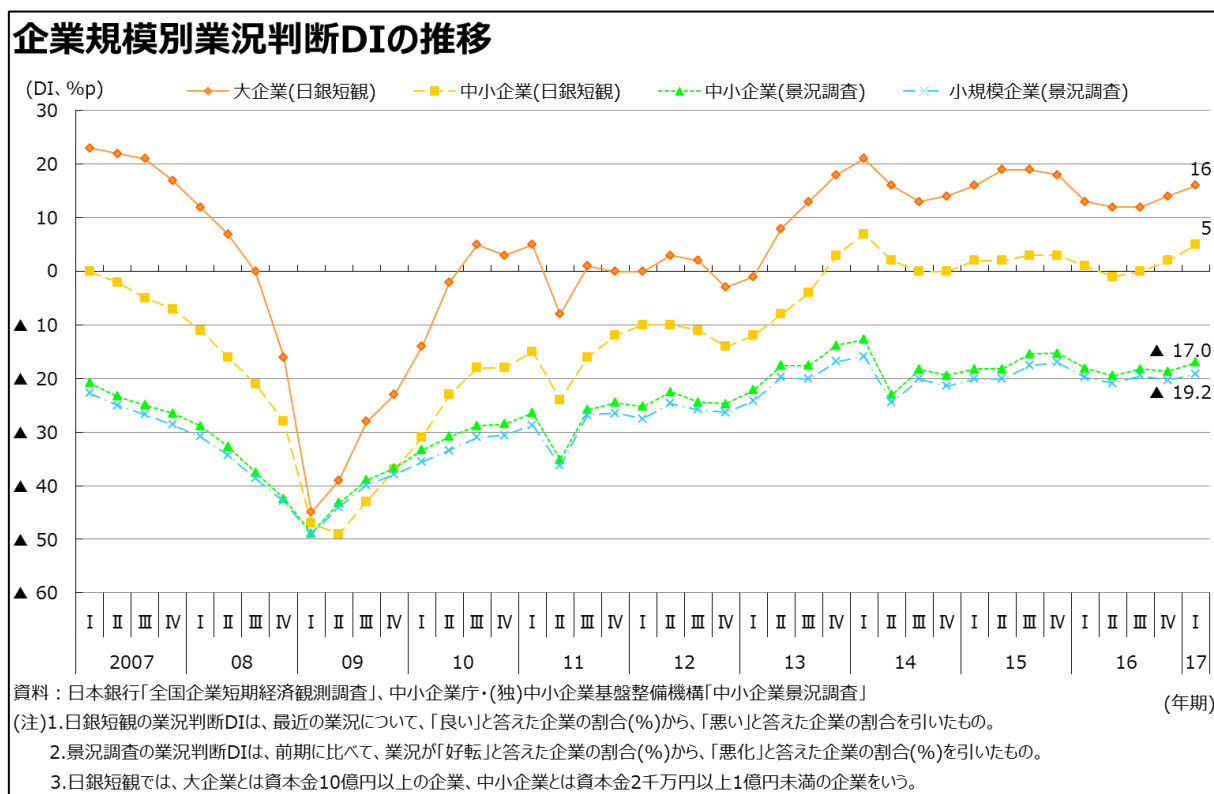


図2 業況判断DI 業種別分解

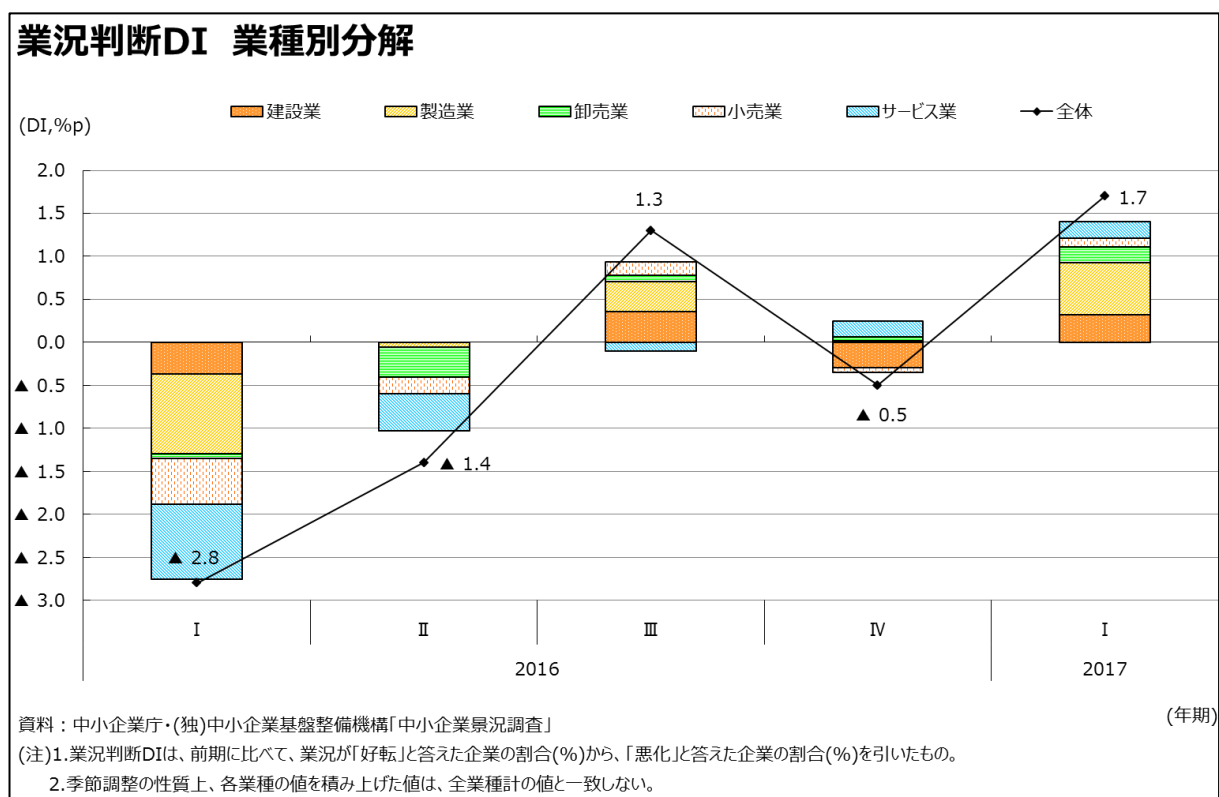
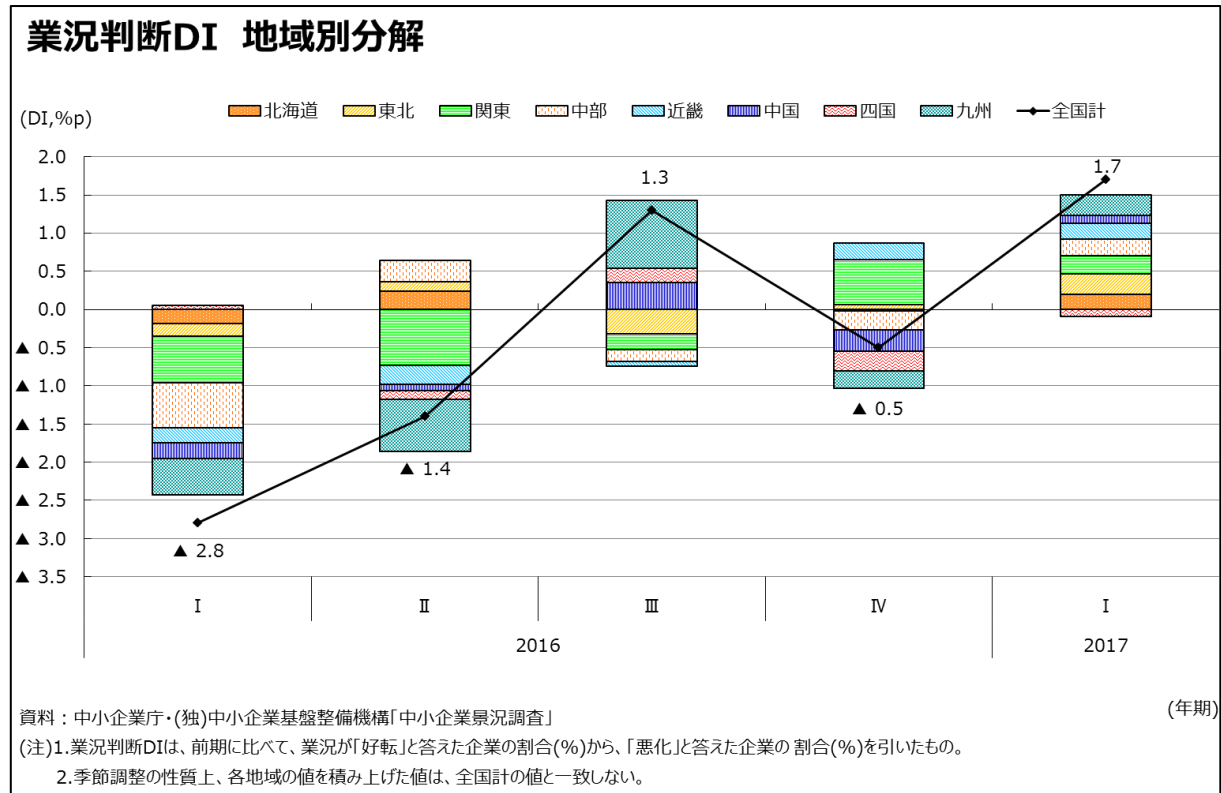


図3 業況判断DI I 地域別分解



（２）収益

次に、中小企業の収益動向を見てみる。

まず、大企業と中小企業の経常利益について財務省「法人企業統計調査」を利用して確認すると、2016年は過去最高水準となった2015年を上回り、過去最高水準を更新している。（図４）

経常利益については高水準で推移している一方で、売上高の状況を見てみると、大企業・中小企業ともに横ばい傾向にある。（図５）

図４ 企業規模別経常利益の推移

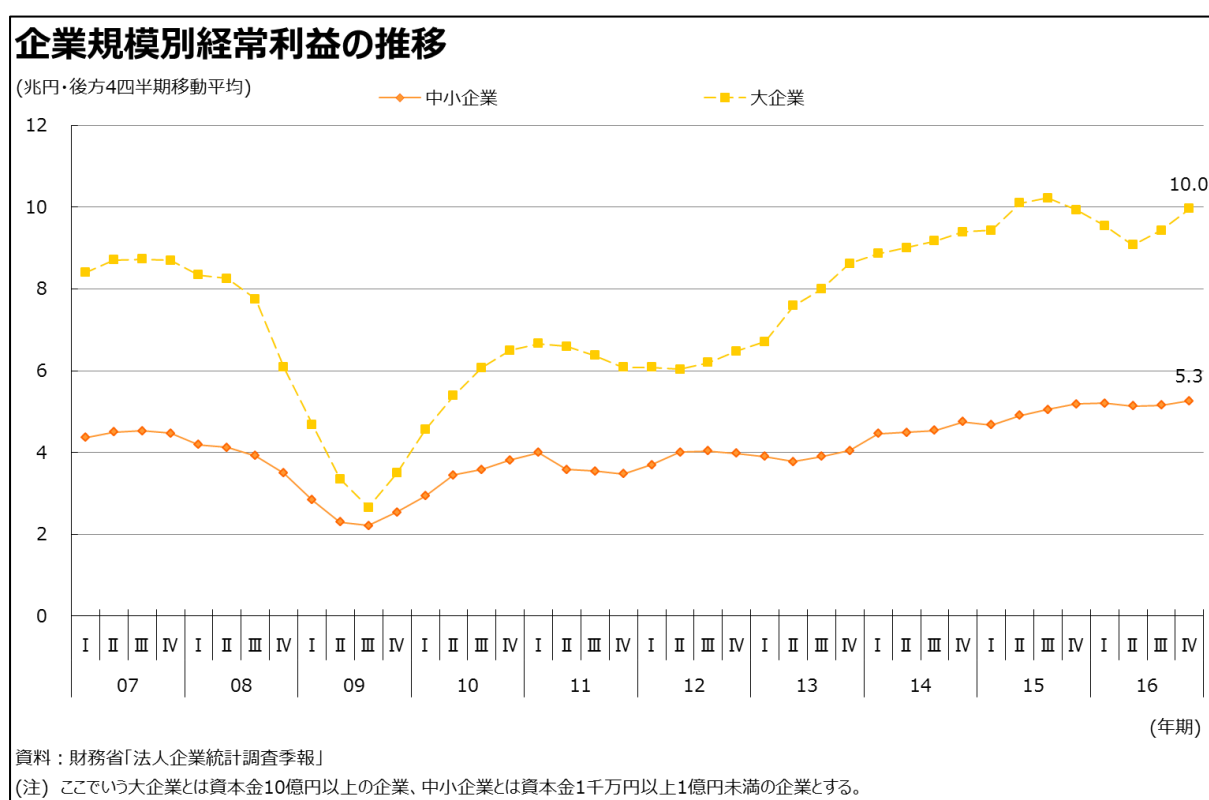
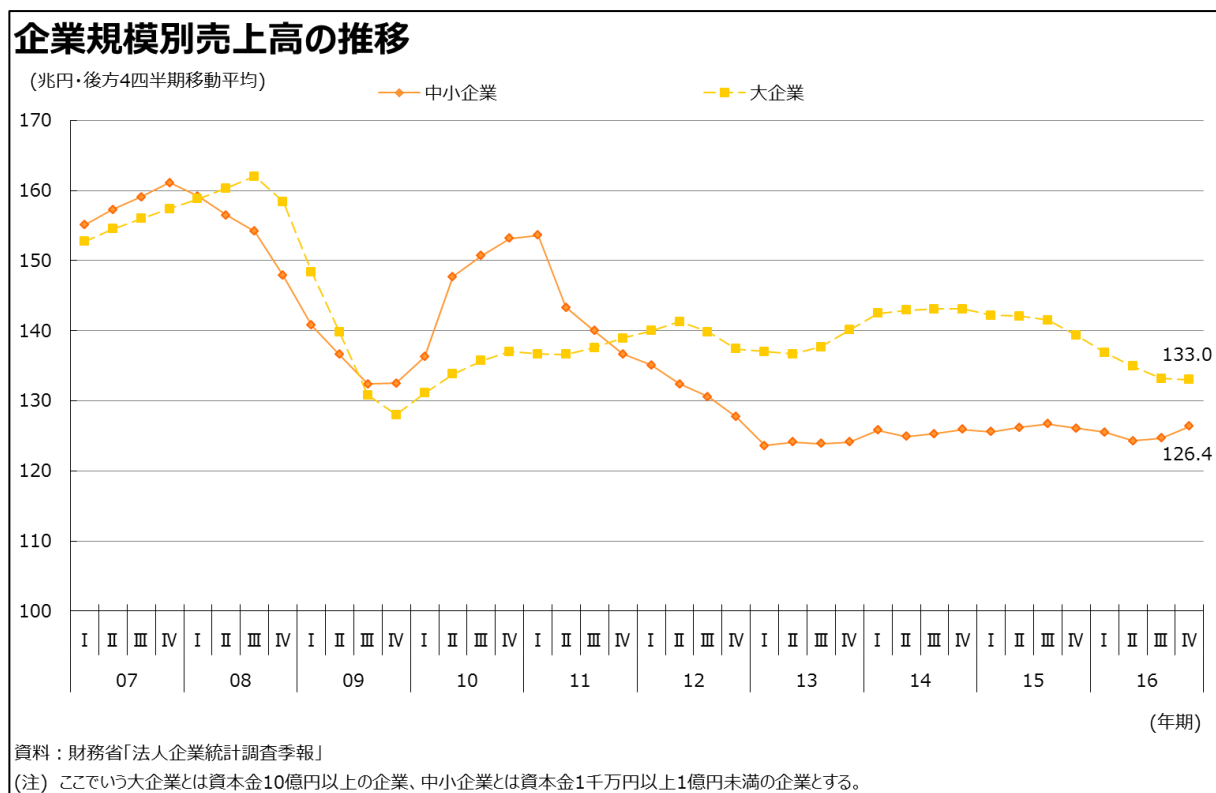


図5 企業規模別売上高の推移



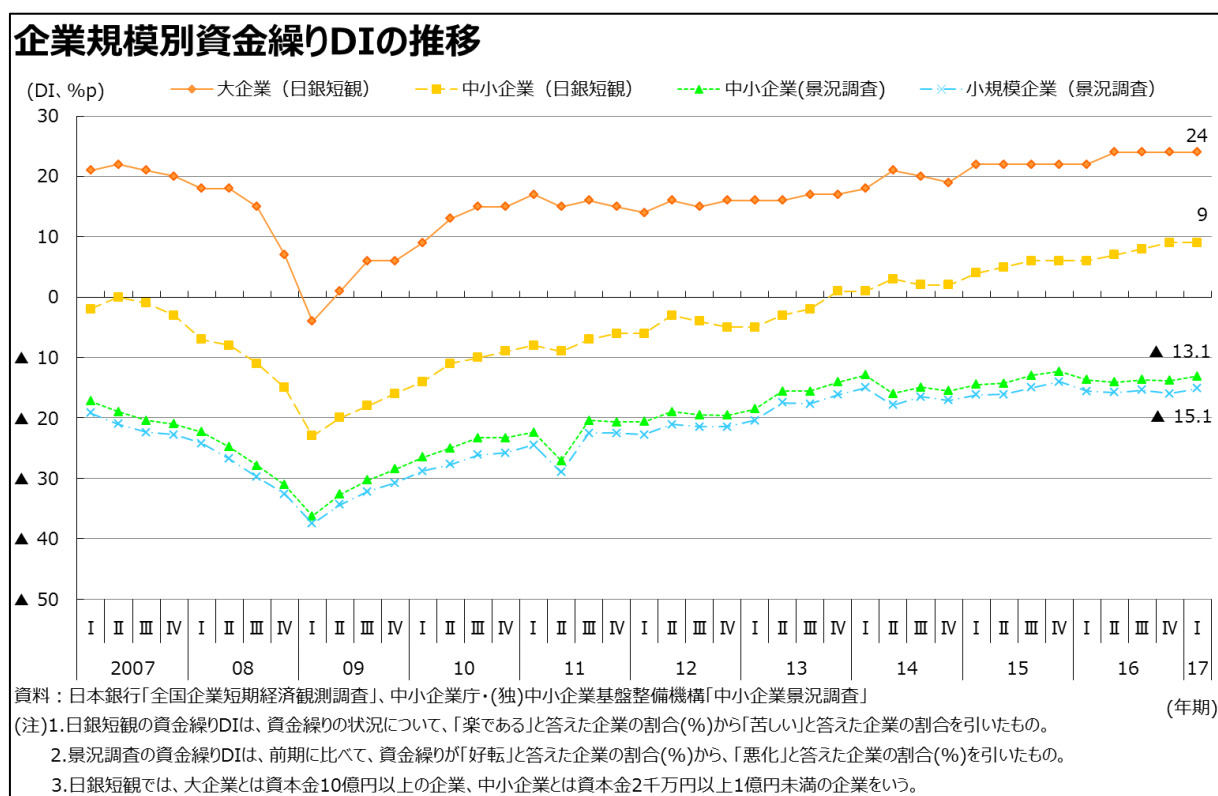
1. 2. 中小企業の資金繰り、倒産動向、雇用

(1) 資金繰り

中小企業の資金繰りの状況について、日銀短観と景況調査の資金繰りDIを確認すると、日銀短観、景況調査ともにリーマン・ショック以降着実に改善しており、足下ではリーマン・ショック前の2007年の水準を上回って推移している。(図7)

日銀短観では中小企業の水準は+9と、バブル期の1990年以来26年ぶりの高水準となっており、企業の収益改善と金融機関の貸出態度の軟化を背景に、資金繰りの状況は改善傾向にある。

図7 企業規模別資金繰りDIの推移



(2) 倒産

続いて、倒産件数の推移を見ていく。

2016年の倒産件数は8,446件と、2014年、2015年と続いて3年連続で1万件を下回り、バブル期の1990年以来26年ぶりの低水準となった。(図8)

倒産件数を企業規模別に確認すると、2016年は、大企業7件(前年比+16.7%)、中規模企業1,053件(前年比▲9.1%)、小規模企業7,386件(前年比▲3.4%)と、特に中規模企業の倒産件数が減少しているほか、小規模事業者の倒産も着実に減少している。(図9)

図8 倒産件数の推移

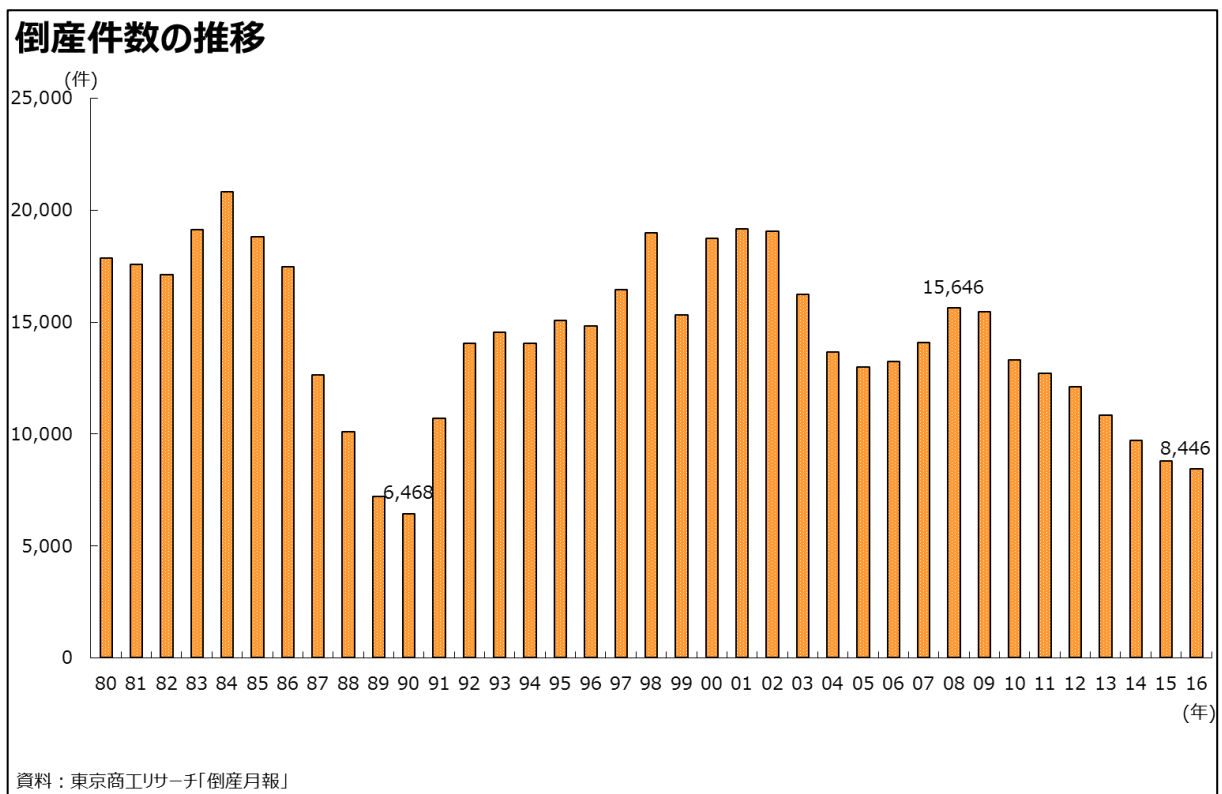
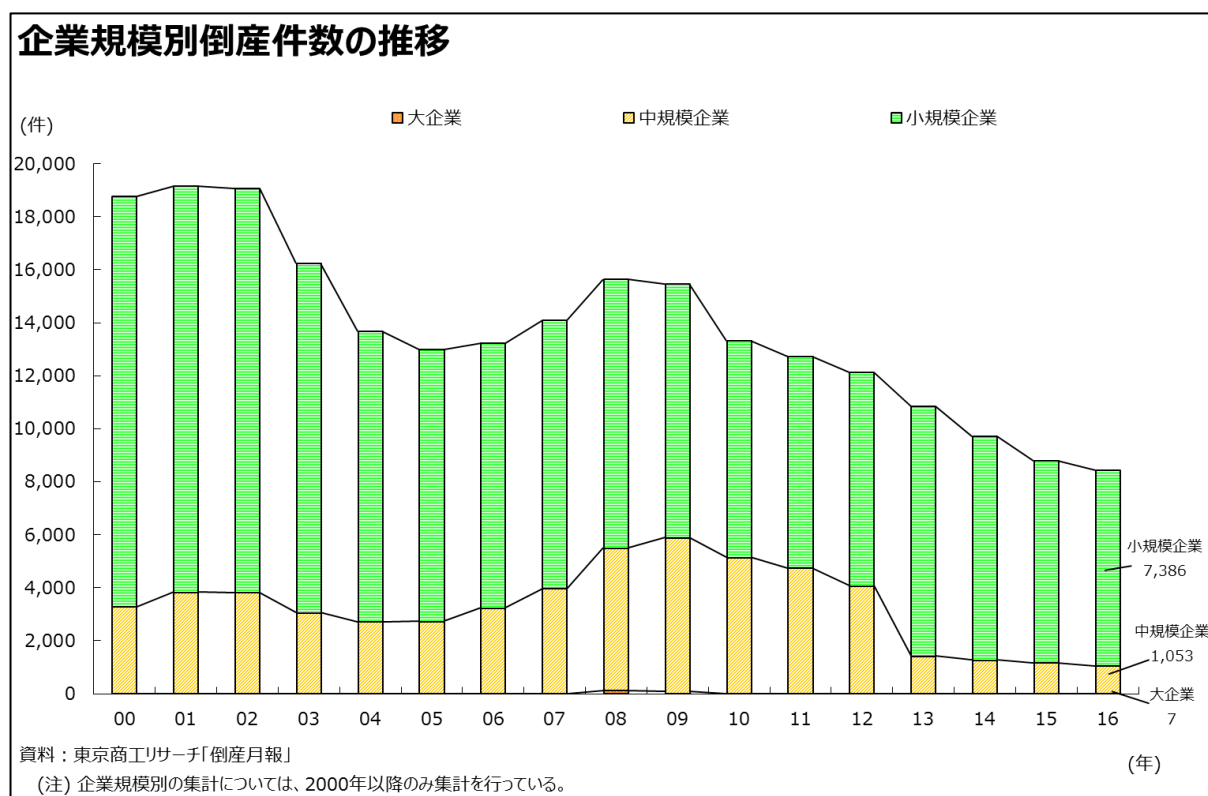


図9 企業規模別倒産件数の推移



(3) 雇用

完全失業率について見ると、近年は低下傾向が続いており、足下では 22 年ぶりの低水準となっている。(図 10) 労働市場の需給状況を示す有効求人倍率についても引き続き上昇を続けており、足下では 25 年ぶりの高水準にある。新規求人倍率、有効求人倍率、正社員の有効求人倍率についても同じく上昇を続けている。

他方で、中小企業の従業員過不足の状況を業種ごとに確認すると、2013 年以降、全業種で人手不足となっており、特に、建設業及びサービス業で不足感が強まっている。(図

11)

図 10 求人倍率・完全失業率の推移

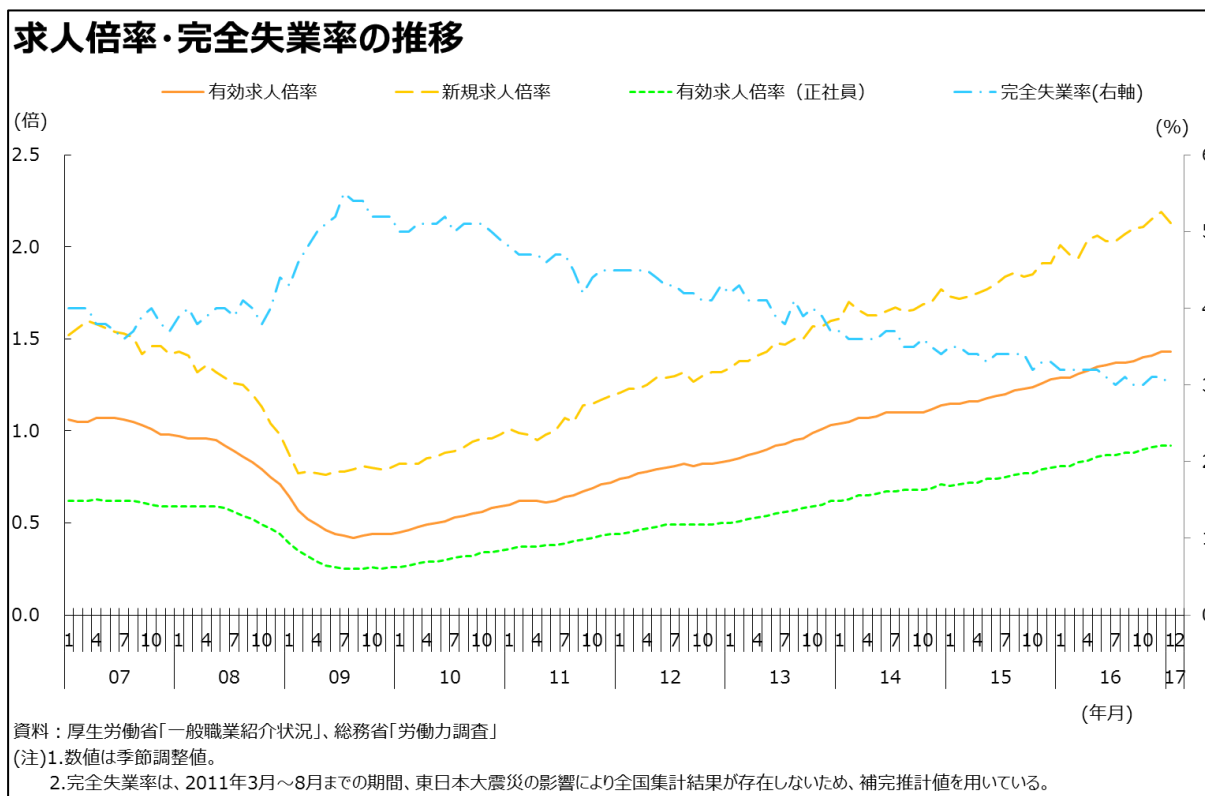
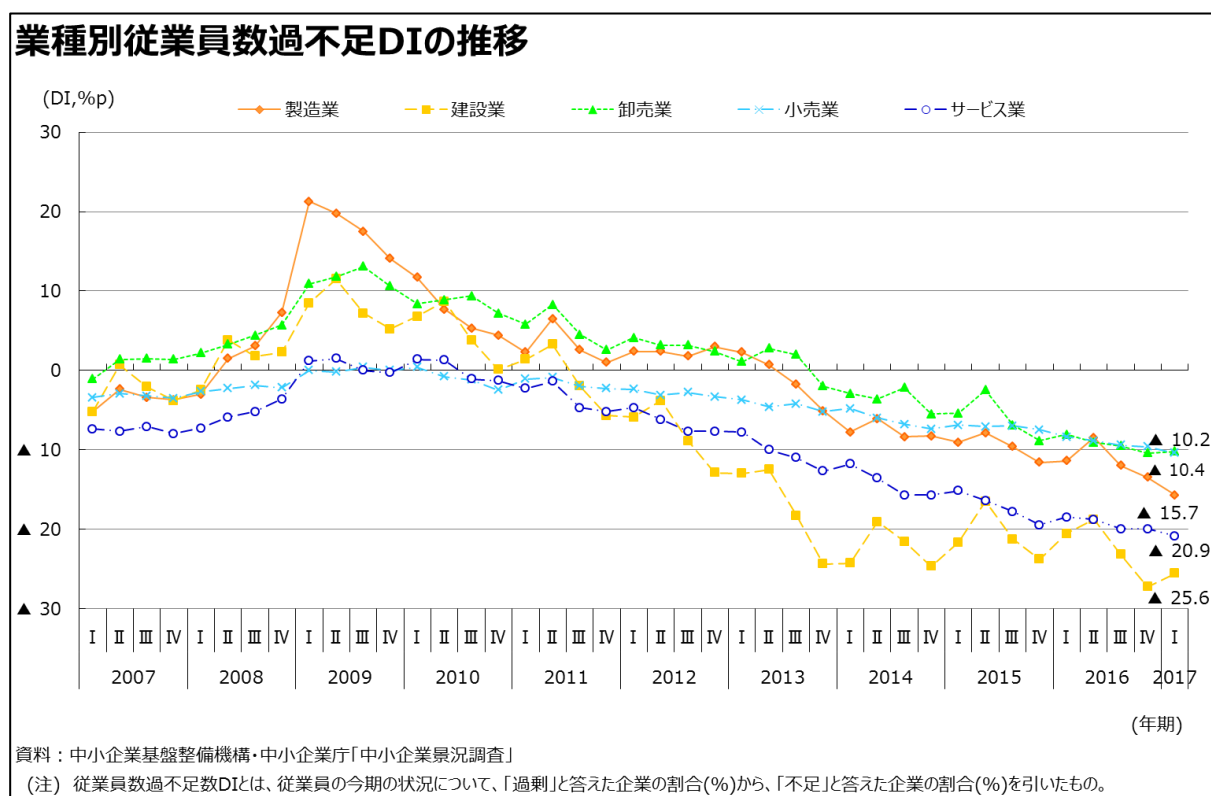


図 11 業種別従業員数過不足DIの推移



2. 2016 年度において講じた中小企業施策

2. 1. 被災地の中小企業へのきめ細かな支援

(1) 被災地の中小企業・小規模事業者対策

(ア) 東日本大震災復興特別貸付

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、2011 年 5 月より、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）（国民生活事業及び中小企業事業）・株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）において、「東日本大震災復興特別貸付」を継続的に実施している。本制度の運用を開始した 2011 年 5 月 23 日から 2017 年 3 月末までの貸付実績は、約 29 万 8 千件、約 6 兆円であった。また、原発事故に係る警戒区域等の公示の際に当該区域内に事業所を有していた中小企業・小規模事業者や、地震・津波により事業所等が全壊・流失した中小企業・小規模事業者に対しては、県の財団法人等を通じ、実質無利子化する措置も平成 23 年度に創設（2011 年 8 月 22 日より措置）しているところ、2016 年度も引き続き実施した。

(イ) マル経・衛経融資の貸付限度額・金利引下げ措置

東日本大震災及び平成 28 年度熊本地震により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証・低利で利用できる日本公庫によるマル経・衛経融資の貸付限度の拡充（通常枠とは別枠で 1,000 万円。）、金利引下げ（別枠 1,000 万円につき、貸付後 3 年間に限り、通常金利から更に 0.9% 引下げ。）を引き続き実施した。

東日本大震災：2016 年 4 月から 2017 年 1 月末までに、マル経融資で 503 件、16.8 億円、衛経融資で 4 件、0.07 億円

平成 28 年度熊本地震：2016 年 4 月から 2017 年 1 月末までに、マル経融資で 38 件、1.57 億円、衛経融資で 0 件

(ウ) 東日本大震災復興緊急保証

東日本大震災により被害を受けた中小企業等を対象に、既存の一般保証や災害関係保証、セーフティネット保証とは別枠の新たな保証制度を 2011 年度に創設。2016 年度も、特定被災区域内において引き続き実施した（100%保証。保証限度額は無担保 8,000 万円、最大 2 億 8,000 万円。）。本制度の運用を開始した 2011 年 5 月 23 日から 2017 年 3 月末までの保証承諾実績は、約 13 万 1 千件、約 2 兆 7 千億円であった。

(エ) 熊本地震に対する小規模事業者持続化補助金での対応

平成 28 年熊本地震により被害を受けた小規模事業者に対し 予備費 25 億円を活用して被災地域販路開拓支援事業を措置するとともに、平成 28 年度第 2 次補正予算においても熊本地震対策型を設け、補助上限を通常の 50 万円から 200 万円又は 100 万円に引き上げて被災事業者の販路開拓の取組を支援した。

採択実績は、平成 28 年度予備費予算事業で 1,433 件、平成 28 年度第 2 次補正予算事業（熊本地震対策型）で 1192 件となった。（予備費では九州全域が対象、2 次補正では熊本及び大分県の一部が対象）

(2) 二重債務問題対策

(ア) 「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」による事業再生支援

2011 年度に、被災各県の中小企業再生支援協議会の体制を拡充して「産業復興相談センター」を設立するとともに、債権買取等を行う「産業復興機構」を設立することで、東日本大震災により被害を受けた中小事業者等の事業再生支援を強化した。各県の産業復興相談センターにおいては、2017 年 3 月末までに 5,665 件の事業者からの相談に対応している。

主な実績としては、金融機関等による金融支援について合意を取り付けた案件は 1,063 件、うち債権買取は 334 件となった。

(イ) 再生計画策定期間中の利子負担の軽減

東日本大震災及び原子力発電所の事故による被害を受けた中小企業者や小規模事業者等が産業復興相談センターを活用した事業再建に取り組む際に、金利負担を低減することにより、早期の事業再生の実現を図ることを目的とする事業、具体的には産業復興相談センターの再生計画策定支援を受けた被災事業者に対し、再建手続き期間中に発生する利子を補填するもの。2011 年度に創設。2016 年度も引き続き実施した。

(3) 工場等の復旧への支援

(ア) 中小企業組合等協同施設等災害復旧事業

東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、

① 複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が 1/2、県が 1/4 の補助、

② 商工会等の中小企業者のための指導・相談施設等の災害復旧事業にかかる費用に対して、国が 1/2 の補助を実施し、被災された中小企業等のグループ等の施設の復旧等に対して支援を行った。

なお、従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な場合、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組の実施も支援した。

熊本地震に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、

① 複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が 1/2、県が 1/4 の補助、

② 商工会等の中小企業者のための指導・相談施設等の災害復旧事業にかかる費用に対して、国が 1/2、県が 1/4 の補助、

③ 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協業組合又は商工組合若しくは商工組合連合会が行う共同施設等の災害復旧事業に要する費用の国が 1/2、県が 1/4 の補助、

④ 商店街等において被害を受けたアーケードの撤去・改修、共同設備の改修・建て替え、街路灯等の設備の改修等の事業を商店街組織が行う場合に、その事業に要する費用に対して、国が 1/2、県が 1/4 の補助を実施し、被災した中小企業等のグループ等の施設の復旧等に対して支援を行った。

(イ) 施設・設備の復旧・整備に対する貸付け

東日本大震災により被害を受けた中小企業者が、県から認定を受けた復興事業計画に基づいて、その計画を実施するために必要な施設・設備の復旧・整備を行う場合に、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）と県が協力して、必要な資金の貸し付けを行った。

熊本地震により被害を受けた中小企業者が、県から認定を受けた復興事業計画に基づいて、その計画を実施するた

めに必要な施設・設備の復旧・整備を行う場合に、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）と県が協力して、必要な資金の貸し付けを行った。

(ウ) 仮施設整備事業・仮施設有効活用等助成事業
東日本大震災の被害を受けた中小企業者等の早期事業再開を支援するため、中小機構が、仮設工場や仮設店舗等を整備し、被災市町村を通じて原則無償で貸し出す事業を実施しており、2017 年 3 月末までに、6 県 52 市町村 589 箇所に施設を設置している。また、2014 年 4 月より、仮設施設の本設化、移設、撤去に要する費用の助成を実施しており、2017 年 3 月末時点で 27 件助成を実施している。

(4) その他の対策

(ア) 特別相談窓口等の設置

全国の日本公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小機構地域本部等及び経済産業局に特別相談窓口を設置し、東日本大震災の被災中小企業者等からの経営・金融相談に応じた。

(イ) 中小企業電話相談ナビダイヤルの実施

どこに相談したらよいか困っている中小企業のために、一つの電話番号で最寄りの経済産業局につながる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施した。

(ウ) 官公需における被災地域等の中小企業者に対する配慮

毎年度策定する「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮等を盛り込むとともに、周知徹底を図った。また、被災地域等の中小企業者の受注機会の増大を図るため、国等においては、当該地域の中小企業を見積もり合わせに含める、入札説明会を当該地域で実施するなどの取組を行った。

2016 年 4 月に発生した熊本地震についても被災地域の中小企業・小規模事業者の早期・復旧を支援するため東日本大震災の被災地域等への配慮と同様の措置を講ずるよう盛り込み併せて周知徹底を図った。

2. 2. 中小企業の生産性向上支援

(1) 生産性向上・技術力の強化

(ア) 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業

中小ものづくり高度化法の計画認定を受けた中小企

業・小規模事業者が大学、公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発等に関する取組を支援した。

また、中小企業等経営強化法に基づいて認定された異分野連携新事業分野開拓計画に従って行う中小企業・小規模事業者が産学官連携して行う新しいサービスモデルの開発等を支援した。

(イ) 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に向けた総合支援

中小ものづくり高度化法に基づき、高度化指針に沿った特定研究開発等計画について認定を行い、計画が認定された中小企業・小規模事業者に対して戦略的基盤技術高度化支援事業や、融資、保証の特例等により総合的な支援を実施した。

(ウ) 研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）

中小企業・小規模事業者等による研究開発投資について、試験研究費の額の 12%相当額の税額控除ができる措置（税額控除限度額は法人税額の 25%）及び特別試験研究費（大学等との共同・委託研究や中小企業者からその有する知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究など）の 20%又は 30%相当額の税制控除ができる措置（税額控除限度額は法人税額の 5%）を講じた。

上記に加え、①試験研究費が過去 3 年平均より 5%超増加する等の場合に、その増加した試験研究費に試験研究費の増加割合（上限 30%）を乗じた額を控除できる制度又は②試験研究費の額が平均売上金額の 10%相当額を超える場合に、その超過額に一定の割合を乗じた額を控除できる制度のいずれかを選択して適用できる措置（税額控除限度額は法人税額の 10%（2016 年度末まで））を講じた。

(エ) 中小企業技術革新制度（S B I R 制度）に基づく支援

国等の研究開発予算の中小企業・小規模事業者への支出拡大を図るべく、中小企業等経営強化法に基づき、新技術の開発のための特定補助金等を指定し、中小企業向け支出目標額等を定めた方針の策定を行うとともに、日本公庫による低利融資や、信用保証の特例措置等を通じて、特定補助金等を活用した技術開発の事業化を推進した。

(オ) 異分野連携新事業分野開拓

中小企業等経営強化法に基づき、異分野の中小企業が連携し、その経営資源（技術、販路等）を有効に組み合わせる行う新商品・新サービスの開発・販売等の事業計画に対

して認定を行い、補助金による支援を行うとともに、融資、保証の特例などにより総合的な支援を実施した。

(カ) 革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金

国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するため、経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための中小企業・小規模事業者の設備投資等の一部を支援した。

(キ) 経営革新支援

中小企業等経営強化法に基づき、中小企業が新たな事業活動により経営の向上を図る事業計画に対して都道府県等が承認を行い、融資、保証の特例などにより総合的な支援を実施した。

(ク) サービス等生産性向上 I T 導入支援事業

中小企業等の経営力を向上させるため、中小企業等の生産性向上に係る関連施策とも連携しつつ、バックオフィス業務等の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資する I T ツール、アプリ等の導入を支援した。

(ケ) 経営力向上・I T 基盤整備支援事業

中小企業者等の業種の垣根を越えた企業間の電子データ連携に関する調査を行うとともに、I T を活用して経営力向上を図る取組事例を紹介する相談会等を開催。

(コ) I T 関連の専門家派遣事業

I T リテラシーの不足により、最初の一步が踏み出せない中小企業・小規模事業者等に対して、I T 関連の専門家等を派遣し、専門的見地からの支援を行った。

(2) 取引条件の改善

(ア) 下請等中小企業の取引条件改善

中小・小規模事業者が賃上げを行いやすい環境を作る観点から「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」が 2015 年 12 月に総理官邸に設置され、2016 年 3 月までに、大企業 1 万 5 千社以上に対する書面調査、中小企業約 1 万社に対する WEB 調査、下請等中小企業約 200 社へのヒアリング等を実施した。また、2016 年 4 月から 8 月にかけて関係府省が連携して、大企業の調達責任者等を対象としたヒアリングを実施した。

これらの実態把握を踏まえ、2016 年 9 月には世耕経済産業大臣より、下請対策パッケージ「未来志向型の取引慣行に向けて（世耕プラン）」を発表するとともに、同年 12 月には関係法令（下請代金法、下請振興法）の

運用を大幅に強化した。また、改正した法令の内容を浸透させていくため、主要な経済団体に対してサプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主行動計画の策定を要請し、2017年3月末までに、自動車、情報通信機器、繊維をはじめとする8業種21団体が、自主行動計画を策定・公表した。

さらに既存の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）計16業種について、関係法令の運用強化の内容等を追加する改訂を行うとともに、農林水産省において食品関係で初となる「食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～豆腐・油揚げ製造業～」が策定された。

（イ）下請代金法の運用強化

下請取引の公正化、下請事業者の利益保護のため、公正取引委員会と中小企業庁が密接な協力関係の下、下請代金法を執行した。2016年度においても、公正取引委員会及び中小企業庁が親事業者等に対して書面調査等を実施し、11月の「下請取引適正化推進月間」では特別事情聴取を実施する等、下請代金法の厳格な運用を図った。また、年末の金融繁忙期に向けた下請事業者の資金繰り確保の点から、親事業者（約3.3万社）及び関係事業者団体代表者（645団体）に対し、経済産業大臣、公正取引委員会委員長の連名で、下請代金法に基づく下請取引の適正化の要請文を発出し、同法の周知徹底を図った。さらに12月、公正取引委員会において運用基準について違反行為事例を倍増するなどの改正を行うとともに、親事業者による下請代金の支払いはできる限り現金によるものとする等の内容の通達を中小企業庁長官、公正取引委員会事務総長の連名で発出し、親事業者のうち大企業から率先して実施することを要請した。

（ウ）下請振興法に基づく振興基準の改正

2016年12月、下請振興法に基づく親事業者及び下請事業者の望ましい取引慣行等を示した一般的な基準（振興基準）を改正した。具体的には、原価低減要請を行う際に合理性の確保に努めること、取引対価への労務費上昇分の影響の考慮、親事業者の事情によって下請事業者に型の保管を求める場合には親事業者が負担する等の内容を追加した。

（エ）相談体制の強化と取引条件改善に関する普及啓発
全国48か所に設置した「下請かけこみ寺」において、

中小企業の企業間取引に関する相談に対応するとともに

（2016年度の相談件数は6,583件、無料弁護士相談627件）、下請事業者の交渉力を強化することを目的に、価格交渉ノウハウについてのセミナーを全国で開催した他、専門家を派遣しての個別相談を実施した。また、下請代金法等の違反行為を未然に防止するため、親事業者の調達担当者等を対象とした講習会を開催し、一層の周知を図るほか、全国で親事業者の取組事例等を紹介し、広く下請代金法等の遵守を呼びかけるシンポジウム等を開催した。

また、前述の下請代金法の運用基準及び通達の内容と併せて、改正された振興基準について、経済産業大臣・公正取引委員会委員長の連名で、親事業者約21万社及び関係事業者団体代表者約870団体に対して文書を発出し、運用を強化した関係法令の周知・徹底及び関係業界での積極的な取組を求めた。さらに、同内容の普及啓発のため、2017年2月には「取引条件改善に関するシンポジウム～未来志向型の取引慣行に向けて～」を実施した。

（オ）下請中小企業・小規模事業者の自立化支援

「下請中小企業振興法」（下請振興法）に基づき、特定の親事業者への取引依存度の高い下請中小企業・小規模事業者が連携して課題解決型ビジネスを行う事業計画の認定を行い、補助金、融資、保証の特例により支援を実施した。また、親事業者の生産拠点が閉鎖又は縮小（予定も含む）された地域における下請中小企業等が行う新分野進出等に対し、補助金により支援を実施した。

（カ）下請取引あっせん、商談会による販路開拓支援

新たな取引先を開拓したい下請中小企業に対して、「ビジネス・マッチング・ステーション（BMS）」の運用により、自社の希望する業種、設備、技術等の条件に合った製造委託等の受発注情報の提供を行った。2016年度年末現在の登録企業数は27,269社である。また、新たな販路開拓を支援するため、広域商談会を9会場で開催した。

（3）審議会等における政策の検討等

（ア）基本問題小委員会

経営者や従業員の高齢化等の供給制約や将来的な需要減少のリスク等、我が国の中小企業等々は、急激に変化する事業環境へ対応することが求められている。

これらに対応すべく、中小企業政策の基本的な方向性を議論する場として、中小企業政策審議会に基本問題小委員会を設置し、中小企業が抱える課題について現状分析すると

ともに、法的枠組みを含む包括的な生産性向上支援策について議論が行われた。

(イ) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行

労働力人口の減少や企業間の国際的な競争の活発化等の状況下で、中小企業・小規模事業者・中堅企業の経営の強化を図ることが重要。こうした観点から中小企業・小規模事業者・中堅企業の生産性向上支援のための法的枠組みを整備することを目的として、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案(中小企業等経営強化法)」が2016年3月に閣議決定され、国会審議を経て5月24日に成立、7月1日に施行された。同法に基づき主務大臣は、事業分野ごとに生産性向上(「経営力向上」)の方法等を示した事業分野別指針を策定し、中小企業・小規模事業者等は、事業分野別指針に沿って、「経営力向上計画」を策定し、国の認定を受けることができることとされた。更に、認定された経営力向上計画に記載されている新規の機械装置(160万円以上で、生産性が1%向上(10年以内に販売開始)等)を取得した場合に課される固定資産税の課税標準を、3年間に渡り1/2に軽減する措置を講じるとともに、経営力向上計画の認定を受けた中小企業者に対する日本公庫の融資制度の創設(設備資金については基準金利から金利を0.9%引き下げ)等、金融面での支援措置を講じた。

(ウ) 信用補完制度の見直し

信用補完制度は中小企業の資金繰りを支える重要な制度である一方、金融機関が過度に信用保証に依存することとなると、事業政評課融資やその後の期中管理・経営支援への動機が失われるとともに、中小企業においても資金調達が容易になることから、かえって経営改善への意欲を失う、といった副作用も指摘されている。

こうした問題意識の下、中小企業の資金需要に一層きめ細かく対応するとともに、信用保証協会と金融機関が連携して中小企業への経営支援を強化することで、中小企業の経営改善・生産性向上を一層進める仕組みとするための信用補完制度の見直しについて、2015年11月より中小企業政策審議会基本問題小委員会金融ワーキンググループにおいて検討を開始。計11回の会議開催を経て、2016年12月、見直しのパッケージが最終報告書「中小企業・小規模事業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の

確立に向けて」としてとりまとめられた。

これを受け、2017年2月、新たなセーフティネットとして危機関連保証の創設や小規模事業者等への支援拡充、信用保証協会と金融機関の連携による中小企業の経営の改善発達の支援の強化等の所要の措置を講じることを旨とする「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会に提出した。

2. 3. 中小企業・小規模事業者の海外展開支援

(1) 情報提供及び相談体制の整備

(ア) 中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業

中小企業・小規模事業者の海外展開を支援するため、JETROと中小機構が連携して、海外の市場動向や規制等の情報提供、実現可能性調査(F/S)、輸出体制の構築等を通じた企業発掘から、国内外の展示会出展支援や海外バイヤー招へい等を通じた海外販路開拓支援、現地進出後の支援まで海外展開の様々な段階におけるニーズに応じた施策によって戦略的に支援を行った。また、海外子会社の経営に課題を抱えている企業に対して、事業再編計画の策定等を支援した。

(2) 新たな商品・サービス開発支援

(ア) ふるさと名物支援事業

中小企業・小規模事業者が、地域資源の活用や農林漁業者との連携により行う、国内外の市場を見据えた新商品・新サービスの開発、販路開拓を支援した。また、地域資源の活用や、農林漁業者との連携により行う商品開発等に取り組む事業者に対して、一般社団法人等が行う消費者嗜好に関する情報提供、マッチング支援などの取組を支援した。

(イ) JAPAN ブランド育成事業

中小企業の海外販路開拓の実現を図るため、複数の中小企業が連携し、自らが持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略の策定や、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等の取組を支援した。

(3) その他の海外展開支援施策

(ア) 海外展開・事業再編資金

経済の構造的変化に適応するために海外展開または海外展開事業の再編を行うことが経営上必要な中小企業の

資金繰りを支援するため、日本公庫（中小企業事業、国民生活事業）による融資を実施した。

（イ）海外子会社の資金調達支援等

中小企業経営力強化支援法に基づき、日本公庫が新事業活動促進法の経営革新計画の承認等を受けた中小企業者の海外子会社等の現地金融機関からの借入れに対して債務保証を実施した。

2. 4. 小規模事業者の持続的発展支援

（1）伴走型経営支援体制の強化

（ア）小規模事業対策推進事業

小規模事業者支援法に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓等を支援するとともに、地域一体となって取り組む特産品の開発や販路開拓等を支援した。

また、地域の小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が事業者と協力して進める、特産品開発や観光開発及びその販路開拓等の事業（調査研究事業：61件、本体事業（1年目：86件、2年目：24件））に対し、幅広い支援を行った。

（イ）小規模事業者等人材・支援人材育成事業

小規模事業者を支援する経営指導員が、個々の小規模事業者の強みを分析し、その強みに応じた対策を提案・実行できるようにするため、全国各地で研修を行うとともに、特に先進的な支援機関において、経営支援等のノウハウを体得する機会を提供した。

（2）販路開拓の支援

（ア）小規模事業者支援パッケージ事業

全国にネットワークを持ち、地域に密着している商工会・商工会議所等を活用しながら、小規模事業者等に対して、経営計画を作成し、その経営計画に基づき販路開拓に取り組む費用を支援（①小規模事業者持続化補助金）するほか、小規模事業者の既存の商圈を超えた広域の販路開拓を支援するため、物産展や商談会の開催、アンテナショップの設置、インターネットによる販売支援等を実施（②）した。

また、小規模事業者の経営力の向上のため、経営指導員

の支援能力の底上げに向けた指導・教育を行うスーパーバイザーを、全国団体から派遣する取組を支援（③）した。
平成27年度補正予算：①及び②を小規模事業者支援パッケージとして実施
平成28年度補正予算：①を小規模事業者販路開拓支援事業として、②及び③を小規模事業者広域型販路開拓支援パッケージとして実施。

（3）事業環境の整備

（ア）小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）

小規模事業者を金融面から支援するため、商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会の経営指導を受けている小規模事業者に対して、日本公庫が無担保・無保証・低利で融資を行った。また、貸付期間の拡充（平成21年実施 運転資金：5年→7年、設備資金：7年→10年）、据置期間の拡充（平成21年実施 運転資金：6ヶ月→1年、設備資金：6ヶ月→2年）、貸付限度額の拡充（平成26年実施：1,500万円→2,000万円）を引き続き実施した。2016年4月から2017年1月末までに、36,863件、2,187億円の融資を実施した。

（イ）小規模事業者経営発達支援融資事業

事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援するため、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が低利で融資を行った。2016年4月から2017年1月末までに、205件、19.7億円の融資を実施した。

（ウ）小規模事業者統合データベース整備事業

中小機構に整備した統合データベースに、支援機関等が保有する情報を統合し、その分析を通じて、小規模事業者の経営課題に応じた支援施策の検討や支援情報の提供を行うための体制を整備した。

2. 5. 地域経済活性化・新陳代謝の促進

（1）経営支援体制の強化

（ア）中小企業連携組織対策推進事業

中小企業連携組織支援のための専門機関である全国中小企業団体中央会を通じて、経営革新・改善に取り組む組合等に対して、その実現化等に要する経費の一部の助成などの支援を行ったほか、指導員向けの研修等も支援した。また、外国人技能実習生受入事業を行う組合（監理団体）等の事業の適正化を支援した。

（イ）経営支援と一体となった高度化融資による設備資

金の支援

中小企業が事業環境の改善や経営基盤の強化を図るために、事業協同組合等が共同で取り組む事業に対し、中小機構と都道府県が協調し、事業計画への診断・アドバイスを行うとともに、必要な設備資金について、長期・低利（又は無利子）の貸付を行った。

（ウ）中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置し、一歩踏み込んだ専門的な助言を行うとともに、特に高度・専門的な経営課題に対しては専門家の派遣を実施した。

（エ）小規模事業者等人材・支援人材育成事業

小規模事業者を支援する経営指導員が、個々の小規模事業者の強みを分析し、その強みに応じた対策を提案・実行できるようにするため、全国各地で研修を行うとともに、特に先進的な支援機関において、経営支援等のノウハウを体得する機会を提供した。

（２）地域資源の活用

（ア）ふるさと名物支援事業

中小企業・小規模事業者が、地域資源の活用や農林漁業者との連携により行う、国内外の市場を見据えた新商品・新サービスの開発、販路開拓を支援した。また、地域資源の活用や、農林漁業者との連携により行う商品開発等に取り組む事業者に対して、一般社団法人等が行う消費者嗜好に関する情報提供、マッチング支援などの取組を支援した。（再掲）

（イ）JAPAN ブランド育成支援事業

中小企業の海外販路開拓の実現を図るため、複数の中小企業が連携し、自らが持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略の策定や、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等の取組を支援した。（再掲）

（ウ）小規模事業者対策推進事業

小規模事業者支援法に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓等を支援するとともに、地域一体となって取り組む特産品の開発や販路開拓等を支援した。

また、地域の小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が事業者と協力して進める、特産品開発や観光開発及びその販路開拓等の事業（調査研究事業：61件、本体事業（1年目：86件、2年目：24件）に対し、幅広い支援を行った。（再掲）

（３）商店街・中心市街地の活性化

（ア）地域商店街の活性化に向けた総合的支援

地域商店街活性化法に基づき、商店街活性化事業計画を国が認定した商店街等について、支援措置を講じた。

（イ）全国商店街支援センターによる人材育成等

中小企業関係4団体が共同で設立した「全国商店街支援センター」において、人材育成、ノウハウ提供等の支援を行った。

（ウ）中心市街地活性化協議会運営支援事業

中心市街地活性化協議会の設立・運営にあたって、中小機構に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心に、各種相談対応、HPやメールマガジンでの情報提供、交流会の開催によるネットワーク構築支援等を行った。

（エ）中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業

中心市街地活性化協議会等が抱える様々な課題に対応するため、中小機構に登録された商業活性化に関する各分野の専門家を派遣した。

（オ）中心市街地商業活性化診断・サポート事業

中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小機構における専門的ノウハウを活用し、セミナー等の企画・立案支援・講師の派遣や、個別事業の実効性を高めるための助言・診断・課題整理・情報提供等を行った。

（カ）土地譲渡所得の特別控除

地域商店街活性化法の認定を受けた商店街振興組合等に対し、認定商店街活性化事業計画等に基づく事業の用に供するために土地等を譲渡した場合には、土地等の譲渡所得に係る1,500万円特別控除の対象とする措置を引き続き講じた。

（キ）地域商業自立促進事業

地域経済循環の促進に資する、地域コミュニティ機能、買物機能の維持・強化を図る全国モデル型の「商店街」に

おける、各種サービスの提供に向けた取組で、少子・高齢化、地域交流、新陳代謝、構造改善、外国人対応、地域資源活用の6つの分野に係る公共性の高い取組に対して支援を行った。2016年度においては、調査分析事業を41件、支援事業を28件採択した。

(ク) 商店街インバウンド促進支援事業

平成27年度補正予算において、商店街を訪れる外国人観光客による買物需要等を取り込むために行う、免税手続きカウンターやWi-Fiの設置、空き店舗を活用した外国人向け宿泊施設の設置等の環境整備や、地域産品を扱う外国人向けの販売所の設置等を支援した。本事業においては43件採択した。

(ケ) 商店街にぎわい創出事業

平成28年熊本地震により被害を受けた熊本県内の商店街等について、平成28年度予備費により、商店街等の復旧を促進し、商機能・コミュニティ機能を回復させるため、商店街組織が単独もしくは複数で、または民間事業者と連携して実施する、にぎわい創出のためのイベント等の事業の実施について支援を行った。本事業においては110件採択した。

(コ) 商店街集客力向上支援事業

平成28年度第2次補正予算において、商店街等における、外国人観光客の消費需要を取り込むために行う環境や施設の整備等の事業(商店街における免税手続きカウンターの設置、Wi-Fi・防犯カメラの設置、地域産品を扱う販売所の設置等)や、消費喚起に向けたIC型ポイントカードの導入等の支援を行った。本事業においては、2017年3月末までに50件の採択を行っている。

(サ) 中心市街地再興戦略事業

地域経済において重要な役割を果たす中心市街地について、事業を絞って重点的に支援を行った。具体的には、地元住民や自治体等による強いコミットがあり、当該中心市街地だけではなく、周辺地域の経済活力を向上させる波及効果の高い民間プロジェクト(商業施設等の整備)を支援した。また、地域の拠点となるにふさわしい魅力ある中心市街地の形成を図るための調査事業、専門人材活用等を支援した。2016年度においては、施設整備事業を2件、調査事業を3件、専門人材活用支援事業を15件採択した。

(シ) 中心市街地活性化のための税制措置

中心市街地活性化法の改正により創設した「特定民間中

心市街地経済活力向上事業」に基づいて行われる不動産の取得に対し、その不動産の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率を1/2とする措置を講じた。

(ス) まちなかインバウンド促進支援事業

平成27年度補正予算において、まちなかを訪れる外国人観光客の買物需要の取り込みを通じて、地域の稼ぐ力を強化するため、地域産品を扱う外国人向けの販売所の設置・運営を行うための施設整備等の支援を行った。本事業においては6件を採択した。

(セ) まちなか集客力向上支援事業

平成28年度第2次補正予算において、外国人観光客による買物需要等の取り込みを通じて、中心市街地の活性化を図るため、特産品販売・飲食店等の拠点の整備や宿泊施設の設置等の支援を行った。本事業においては4件採択した。

(4) 販路・需要開拓支援

(ア) 小規模事業者対策推進事業、小規模事業者持続化補助金

小規模事業者支援法に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓等を支援するとともに、地域一体となって取り組む特産品の開発や販路開拓等を支援した。

また、地域の小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が事業者と協力して進める、特産品開発や観光開発及びその販路開拓等の事業(調査研究事業:61件、本体事業(1年目:86件、2年目:24件)に対し、幅広い支援を行った。更に小規模事業者が経営計画を作成し、その経営計画に基づき販路開拓に取り組む費用を支援した。(再掲)

(イ) 各種展示会や商談会等による販路開拓支援(新促課)

中小企業・小規模事業者が開発した商品・サービス等について、中小機構が展示会や商談会等の開催を通じて、販路開拓、市場創出、業務連携等のビジネスマッチングを促進した。

(ウ) 販路開拓コーディネート事業

中小企業者等が新商品・新技術・新サービスについて、首都圏・近畿圏におけるテストマーケティング活動の実践

を通じ、新たな市場への手がかりを掴むとともに、販路開拓の力をつけることを中小機構に配置されている商社・メーカー等出身の販路開拓の専門家（販路開拓コーディネーター）が支援した。

（エ）販路開拓サポート支援事業

中小機構が、自ら主催する中小企業総合展等に出展する企業に対し、バイヤーの招聘や販路開拓のアドバイス等を行うことにより、マッチングを促進し、中小企業者等の販路開拓を支援した。

（オ）新事業創出支援事業

中小機構の全国 10 箇所の地域本部・事務所にマーケティング等に精通した専門家を配置し、中小企業等経営強化法、中小企業地域産業資源活用促進法、農商工等連携促進法に基づく事業計画の策定により、新事業に取り組む中小企業等に対して一貫してきめ細かな支援を行った。

（カ）J-GoodTech（ジェグテック）

中小機構が、ビジネスマッチングサイト「ジェグテック」を活用し、優れた技術・製品・サービス等を有する日本の中小企業と国内大手企業や海外企業との新たな取引や事業提携等を支援した。

（５）人材・雇用対策

（ア）中小企業・小規模事業者人材対策事業

中小企業・小規模事業者の人材の確保を支援することを目的に、地域の中小企業・小規模事業者のニーズを把握して、地域内外の若者・女性・シニア等の多様な人材から地域事業者が必要とする人材を発掘し、紹介・定着まで支援を行った。

（イ）中小企業大学校における人材育成事業

全国 9 か所にある中小企業大学校において、中小企業の経営者、管理者等を対象に経営課題に直接結びつくような研修を実施し、また、中小企業支援人材の能力向上のための研修を実施した。

（ウ）ふるさとプロデューサー育成支援事業

地域の関係者を巻き込み、地域資源を活かした魅力ある産品を「地域ブランド化」し、国内外に販路を広げ、また地域へ人を呼込む取組の中心的担い手となることができる人材育成の取組を支援した。

（６）創業・第二創業支援

（ア）創業・第二創業促進補助金

女性・若者等の創業者や、事業承継を契機に既存事業の全部又は一部を廃止し、新分野に挑戦する第二創業者に対して、店舗借入費や設備費等（第二創業の場合、廃業コストを含む）に要する費用の一部の支援をした。

（イ）新創業融資制度

新たに事業を開始する者や事業を開始して間もない者に対し、無担保・無保証人で日本公庫が融資を行う制度。

（ウ）女性、若者/シニア起業家支援資金

多様な事業者による新規事業の創出を支援するため、女性や 30 歳未満の若者、55 歳以上の高齢者のうち、開業して概ね 7 年以内の者を対象に、日本公庫（中小企業事業・国民生活事業）が優遇金利で融資する制度である。1999 年の制度創設から、2015 年 12 月末までに、135,455 件、6,798 億円の融資を実施している。

（エ）再挑戦支援資金（再チャレンジ支援融資）

日本公庫が、事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者に対して融資を実施した。

（オ）創業者向け保証

民間金融機関による創業者への融資を後押しするため、信用保証協会において、これから創業する者又は創業後 5 年未満の者等を対象とする保証制度を実施した。

（カ）起業・創業時に必要となるリスクマネーの供給強化

2016 年 1 月末までに、株式会社産業革新機構がベンチャー企業に対して、74 件、1861 億円の投資を実施した。また、株式会社日本政策投資銀行や株式会社商工組合中央金庫が、起業・創業時及び事業化に必要なリスクマネーの供給を行った。

（キ）地域創業促進支援委託事業

全国で「創業スクール」を開催し、創業予備軍の掘り起こしをはじめ、創業希望者の基本的知識の習得からビジネスプランの策定までを支援した。また、大学等における起業家教育の普及や小中学校を対象にした地元起業家等との交流などにより「起業家教育」の充実化を図り、創造性や積極性等からなる「起業家精神」を有する人材の裾野拡大を図った。

（ク）エンジェル税制

創業後間もないベンチャー企業への個人投資家（エンジェル）による資金供給を促進するため、一定の要件を満たす中小企業に対して、個人投資家が投資を行った時点と、

当該株式を譲渡した時点において所得税の優遇を受けることができる制度である。1997年の制度創設から、2016年1月末までに、635社に対し、約133億円の投資が行われた。

(ケ) 地域における創業支援体制の構築

地域の創業を促進させるため、産業競争力強化法において、市区町村が民間の創業支援事業者と連携して創業支援事業計画を作成し、国の認定を受けた場合、計画に基づく創業支援を受けた創業者に対し、信用保証の拡充、税制(株式会社の設立登記に係る登録免許税の軽減)等の支援を行うとともに、創業支援事業者に対し信用保証等の支援を行った。

(コ) ファンド出資事業(起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド)

民間の投資会社が運営する投資ファンドについて、中小機構が出資(ファンド総額の1/2以内)を行うことで、民間資金の呼び水としてファンドの組成を促進し、創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業(中小企業)や新事業展開等により成長を目指す中小企業への投資機会の拡大を図った。

(7) 事業承継支援

(ア) 事業承継ガイドラインの改訂

近年の中小企業を取り巻く状況の変化を踏まえた事業承継のあり方を議論する場として「事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会」及び「事業承継ガイドライン改訂小委員会」を開催し、概事業承継に向けた早期・計画的な準備の重要性や課題への対応策、事業承継支援体制の強化の方向性等について取りまとめた「事業承継ガイドライン」の策定等を行った。

(イ) 事業引継ぎ支援事業

後継者問題に悩む経営者とその経営資源を活用し事業を拡大したい会社等のマッチング支援等を行う「事業引継ぎ支援センター」を47都道府県の各認定支援機関に設置。平成23年度の発足以来、2015年度までに約1万7千社の相談に応じ、791件の事業引継ぎを実現した。

(ウ) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予・免除制度(事業承継税制)

事業承継税制は、経済産業大臣の認定を受けたときは、その後継者が事業を継続することを前提に、相続税・贈与

税の納税を猶予し、後継者の死亡等の一定の場合には猶予税額を免除する制度である。2009年度より事業承継税制の適用の基礎となる認定を開始し、2017年3月末までに、相続税に係る認定を1,104件、贈与税に係る認定を864件実施した。

平成27年度税制改正(2015年4月1日施行)において、以下のとおり事業承継税制の拡充を行った。

1代目→2代目→3代目と株式が贈与される場合において、①経営承継期間後に、2代目が3代目に株式を贈与した場合(3代目も納税猶予の適用を受けることが必要)、2代目の猶予税額は免除される。②経営承継期間内であっても、2代目がやむを得ない事情(※)で代表を辞して、3代目に株式を贈与した場合(3代目も納税猶予の適用を受けることが必要)、2代目の猶予税額は免除される。③上記①②の場合において、1代目が死亡すれば、3代目の猶予されている贈与税が相続税に切り替わる(2代目が死亡しても相続税には切り替わらない)。

※やむを得ない事情とは、主に以下のとおり。

- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた(障害等級1級に限る)
- ・身体障害者手帳の交付を受けた(身体上の障害の程度が1級又は2級に限る)
- ・要介護認定を受けた(要介護状態区分が要介護5に限る)

(エ) 経営承継円滑化法による総合的支援(金融支援)

経営者の死亡等に伴い必要となる資金の調達を支援するため、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者及びその代表者に対して、①中小企業信用保険法の特例②株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例を措置している。2017年3月までに、この特例の前提となる認定を128件実施した。

(オ) 経営承継円滑化法による総合的支援(民法特例)

経営承継円滑化法には、遺留分の制約を解決するための民法の特例をはじめとした総合的支援が盛り込まれており、2017年3月末までに、民法特例の適用の基礎となる経済産業大臣の確認を140件実施した。

(カ) 事業承継円滑化支援事業

全国各地で中小企業の事業承継を広範かつ高度にサポートするため、各地の支援機関に対する事業承継支援体制の構築に向けた中小企業支援者向けの研修の実施や、事業承継フォーラム等の開催を通じた中小企業経営者等への

普及啓発を実施した。

2. 6. 事業環境の整備

(1) 資金繰り支援、事業再生支援

(ア) きめ細かな資金繰り支援・事業再生支援

2016年10月11日に成立した2016年度第2次補正予算によって、日本政策金融公庫・商工組合中央金庫によるセーフティネット貸付等の金利引下げを実施するとともに、経営力の向上に取り組む中小企業者等を支援する、日本政策金融公庫による低利融資制度を創設した。具体的には、英国のEU離脱に伴う不安定性・不確実性や新興国経済の動向といったリスクに備えるため、中小企業・小規模事業者に対して、経営支援を含む手厚い資金繰り支援を行うほか、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等が行う設備資金の借入について低利融資で支援した。

また、信用保証制度については、同補正予算によって、熊本地震により経営の安定に支障が生じている中小企業者等に対して資金繰りの円滑化等を支援するために発動したセーフティネット保証4号の継続実施に必要な財務基盤を強化するとともに、英国のEU離脱に伴う不安定性・不確実性や新興国経済の動向といったリスクに備えるため、中小企業者等が行う、既往の保証付き融資の新たな保証付き融資への借り換えを支援した。

(イ) セーフティネット貸付

セーフティネット貸付のうち経営環境変化対応資金は、社会的、経済的環境の変化の影響等により、一時的に売上高や利益が減少している等の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対して、7億2,000万円（日本公庫（中小企業事業）、商工中金）、4,800万円（日本公庫（国民生活事業））の範囲内で融資を実施するものである。2016年度第2次補正予算では英国のEU離脱に伴う不安定性・不確実性や新興国経済の動向といったリスクに備え、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援に万全を期すため厳しい業況にあり認定支援機関等の経営支援を受ける場合や雇用の維持・増加の取り組みを行う場合に金利の優遇措置を行った。2016年度の貸付実績は、14万件、2.4兆円となった。

(ウ) 資本性劣後ローンの推進

資本性劣後ローンとは、中小企業・小規模事業者に対し

て、リスクの高い長期・一括償還の資金（資本性資金）を供給し、財務基盤を強化することで、民間からの協調融資を呼び込み、中小企業・小規模事業者の資金繰りを安定化する日本公庫の融資制度である。2016年度の貸付実績は、約1千件、約611億円となった。

（注） 期限一括償還型の貸付であって、融資を受けた中小企業・小規模事業者が法的倒産となった場合に貸付金の償還順位を他の債権に劣後させる制度。毎期の決算の成功度合いに応じて金利を変更する等の制度設計とすることにより、当該劣後ローンは、金融検査上自己資本とみなすことが可能となっている。

（エ）中小企業・小規模事業者経営力強化融資・保証事業
認定支援機関の支援を前提とした、日本公庫による創業又は経営多角化・事業転換等を行う中小企業・小規模事業者に対する低利融資（基準金利、女性・若者・シニア創業者は基準金利－0.4%）等を整備することで、経営力の強化を図った。

(オ) 借換保証の推進

信用保証協会が、複数の借入債務を一本化し、足下の返済負担の軽減を図るための借換保証を推進。2016年度の保証承諾実績は、175,846件、約3兆4千億円となった（2017年3月末現在）。

(カ) セーフティネット保証

セーフティネット保証は、経済環境や災害・事故の影響等により経営の安定に支障を生じている中小企業の資金繰りを支援するため、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証を実施するものである（100%保証※ただし、セーフティネット保証7号及び8号は80%保証。保証限度額は無担保8,000万円、最大2億8,000万円）。

2016年度においては、セーフティネット保証4号により、熊本地震をはじめ、台風第10号、鳥取県中部地震、新潟県糸魚川市における大規模火災といった災害に対しても発動した。同制度の2016年度の保証承諾実績は、6,784件、約1,056億円であった（2017年3月末現在）。

また、5月の三菱自動車工業（株）の一部生産停止による同社の直接・間接取引事業者の資金繰り悪化に対処するため、セーフティネット保証2号を発動。同制度における2016年度の保証承諾実績は、182件、約42億円であった（2017年3月末現在）。この他のセーフティネット保証各号においても適時適切に発動し、セーフティネット保証制

度全体の2016年度の保証承諾実績は、約26,728件、5,809億円であった（2017年3月末現在）。

（キ）信用補完制度の見直し

信用補完制度は中小企業の資金繰りを支える重要な制度である一方、金融機関が過度に信用保証に依存することとなると、事業政評課融資やその後の期中管理・経営支援への動機が失われるとともに、中小企業においても資金調達が容易になることから、かえって経営改善への意欲を失う、といった副作用も指摘されている。

こうした問題意識の下、中小企業の資金需要に一層きめ細かく対応するとともに、信用保証協会と金融機関が連携して中小企業への経営支援を強化することで、中小企業の経営改善・生産性向上を一層進める仕組みとするための信用補完制度の見直しについて、2015年11月より中小企業政策審議会基本問題小委員会金融ワーキンググループにおいて検討を開始。計11回の会議開催を経て、2016年12月、見直しのパッケージが最終報告書「中小企業・小規模事業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向けて」としてとりまとめられた。

これを受け、2017年2月、新たなセーフティネットとして危機関連保証の創設や小規模事業者等への支援拡充、信用保証協会と金融機関の連携による中小企業の経営の改善発達の支援の強化等の所要の措置を講じることを旨とする「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会に提出した。

（ク）認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

自らでは経営改善計画の策定ができない中小企業・小規模事業者等に対して、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく認定支援機関（税理士、弁護士、金融機関等）による経営改善計画策定支援や当該計画に係るフォローアップに要する費用の一部を負担（2/3）した。2016年4月から2017年3月末までの相談件数は8,404件、新規受付件数は2,268件となり、制度発足時（2013年3月）から2017年3月末までの実績は、相談件数40,480件、新規受付件数13,301件となった。

（ケ）中小企業再生支援協議会

各都道府県の商工会議所等に設置した中小企業再生支援協議会において、収益性のある事業を有しているが、財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者等に対し、

窓口相談による課題解決に向けたアドバイスや、関係金融機関等との調整も含めた再生計画の策定支援を行った。

2016年4月から2017年3月末までの実績は、相談件数1,672件、再生計画の策定完了件数1,047件となり、制度発足時から2015年12月末までの実績は、相談件数38,562件、再生計画の策定完了件数12,098件となった。

（コ）中小企業承継事業再生計画（第二会社方式）

産業競争力強化法に基づき、中小企業承継事業再生計画の認定を行い、その計画に従った事業の承継を行う場合に、許認可承継の特例措置、金融支援及び税負担の軽減措置を実施した。計画認定件数は、2016年4月から2017年3月末までの実績は3件、産業活力再生特別措置法に基づき措置された制度創設時（2009年6月）から合計すると39件となった。

（サ）中小企業再生ファンド

再生に取り組む中小企業の再生計画上、資金繰り支援、経営支援や必要な資金供給等を実施するため、中小機構と地域金融機関、信用保証協会等が一体となって、地域内の中小企業の再生を支援する地域型ファンドや広域的に中小企業の再生を支援する全国型ファンドの組成・活用を促進する取組を行った。2017年3月末までに49件のファンドが創設され、ファンドの総額は約1,630億円に上った。また、当該再生ファンドによる投資実績は2017年3月末までに416社、約833億円に上った。

（シ）「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進等

2013年12月5日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進を図るため、2013年度に中小機構地域本部等に設置した相談窓口と、ガイドラインの利用をご希望の方への専門家派遣を、引き続き実施した。また、2013年度に拡充・創設した公的金融機関における経営者保証によらない融資・保証制度についても、2016年度にはさらなる要件緩和等の拡充を行った。また、中小企業・小規模事業者等を主な対象としてダイレクトメールやSNS等を活用した広報を実施した。

（ス）「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・活用

中小企業の経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す観点から、「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・活用を推進した。その普及策として、2016年度においても、「中小企業の会計に関する基本要領」を会計ルールとして採用する中小企

業・小規模事業者に対して、信用保証料率を 0.1% 引き下げる制度を実施した。

（２）財務基盤の強化

（ア）中小法人税率の軽減

年所得 800 万円以下の部分に係る法人税率（19%）を 15% に軽減する措置。平成 29 年度税制改正で適用期限が 2 年間延長された。

（イ）中小企業経営強化税制

中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得した場合、即時償却又は取得価額の 10% の税額控除（資本金 3,000 万円超の法人の税額控除は 7%）ができる措置。平成 29 年度税制改正で創設された。

（ウ）固定資産税の特例

中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得した場合、固定資産税を 3 年間にわたって 2 分の 1 に軽減する措置。平成 29 年度税制改正で対象設備の拡充がなされた。

（エ）中小企業投資促進税制

機械装置等を取得した場合に、取得価額の 30% の特別償却又は 7% の税額控除（税額控除は資本金 3,000 万円超の法人を除く）ができる措置。平成 29 年度税制改正で対象設備について一部見直しを行ったうえで、適用期限が 2 年間延長された。

（オ）中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度

取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、年間 300 万円を限度に、全額損金算入（従業員の数が 1,000 人を超える法人を除く）することができる措置を引き続き講じた。

（カ）欠損金の繰越控除・繰戻還付

欠損金の繰越控除は、当期の事業年度に生じた欠損金を繰り越して翌期以降の事業年度の所得金額から控除することができる措置。欠損金の繰戻還付は、当期の事業年度に生じた欠損金を 1 年繰戻し、既に納めた法人税額の還付を請求することができる措置。両措置を引き続き講じた。

（キ）商業・サービス業・農林水産業活性化税制

商業・サービス業等を営む中小企業が、認定経営革新等支援機関等のアドバイス機関の経営改善指導に基づき、設

備を取得した場合、取得価額の 30% の特別償却又は 7% の税額控除（税額控除は資本金 3,000 万円超の法人を除く）ができる措置。平成 29 年度税制改正で適用期限が 2 年間延長された。

（ク）交際費等の損金不算入の特例

交際費等を支出した場合、①定額控除限度額（800 万円）までの全額損金算入と②接待飲食費の 50% までの損金算入を選択適用できる措置を引き続き講じた。

（ケ）中小企業投資育成株式会社による支援

中小企業投資育成株式会社において、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、株式、新株予約権、新株予約権付社債等の引受けによる投資事業及び経営相談等の育成事業を実施した。

（３）消費税転嫁対策

（ア）消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業

消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うため、全国に 474 名の転嫁対策調査官を配置した。あわせて、消費税の転嫁拒否等の行為に関する情報を収集するため、公正取引委員会と合同で中小企業・小規模事業者全体に対して大規模な書面調査を実施するなど、転嫁拒否行為等の監視・取締りを行った。

（４）経営安定対策

（ア）中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済制度）

中小企業倒産防止共済制度は、取引先企業の倒産により売掛金債権の回収が困難となった場合に、積み立てた掛金の額に応じて無利子、無担保、無保証人で共済金の貸付けを行う制度である。2017 年 3 月末現在で 43.0 万社が在籍しており、2016 年 4 月から 2017 年 3 月末までの新規加入者、新規貸付金額はそれぞれ、5.1 万社、52.0 億円に上った。

（イ）経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業の経営上の様々な問題の解決に資するため、全国の主要な商工会議所及び都道府県商工会連合会に「経営安定特別相談室」が設置されている。本相談室において経営安定に関する幅広い分野の経営相談が円滑に実施されるよう日本商工会議所及び全国商工会連合会の実施する指導事業等を支援した。

(ウ) 中小企業BCP（事業継続計画）普及の促進

中小企業・小規模事業者におけるBCPの策定・運用を支援するとともに、普及支援体制の充実を図るため、中小企業関係団体等が実施する支援担当者向けBCP研修・セミナーを支援した。さらに、中小企業・小規模事業者自らが策定したBCPに基づき防災施設等の整備を行う者に対して、日本政策金融公庫において低利融資を実施した。

【融資実績】（2016年4月～2017年3月）：件数176件、187.0億円

(5) 官公需対策

(ア)「平成28年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の策定及び周知徹底

平成28年度の中小企業・小規模事業者向けの契約比率を55.1%とするとともに、引き続き国等の新規中小企業者向け契約比率を平成27年度から平成29年度までの3年間で、平成26年度（推計1%程度）比で国等全体として概ね倍増の水準となるよう努めるとし、8月2日に閣議決定した。中小企業者の受注の機会の増大のために実施する措置として、中小企業庁は、契約の実績比率が大きく低下している機関等に対して、改善に向けた取組を聴取する、熊本地震被災地の中小企業・小規模事業者の適正な納期・工期の設定及び迅速な支払、地域中小企業の適切な評価等の措置を講ずる、地方公共団体の役務等の発注に際し、ダンピング受注の防止の観点から、低入札価格調査制度、最低制限価格制度等の適切な活用が促進されるよう努める等の措置を新たに盛り込んだ。

基本方針を周知徹底するために以下の取組を実施した。

(A) 経済産業大臣から各府省等の長、都道府県知事、全市町村の長及び東京特別区の長（合計1,803団体）に対し、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の閣議決定に係る要請を行うとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請した。

(B) 地方における「基本方針」の周知徹底を図るための全国説明会（官公需確保対策地方推進協議会）を8月から9月にかけて全国50か所で開催した。

(C) 地方において新規中小企業者からの調達を推進するための取組に関する情報の共有や連携方を協議する会議（新規中小企業者調達推進協議会）を開催した。

(D) 「官公需契約の手引き」を作成し、国等の機関、地方公共団体等の機関及び商工関係団体等に配布した。

(イ) 中小企業・小規模事業者の受注機会増大のための「官公需情報ポータルサイト」

中小企業・小規模事業者が官公需に関する受発注情報を入手しやすくするため、国等や地方公共団体がホームページで提供している発注情報等を中小企業・小規模事業者が一括して入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営した。

(6) 人権啓発の推進

(ア) 人権啓発

中小企業・小規模事業者に対して、人権尊重の理念を広く普及させ、人権意識の涵養を図るため、セミナー等の啓発事業を実施した。また、小規模事業者等が多く、特に重点的な支援が必要な地域又は業種に係る小規模事業者等の活性化のため、経営等の巡回相談事業及び研修事業を実施した。

2. 7. その他の中小企業施策

(1) 調査・広報の推進

(ア) 施策の広報

中小企業施策を普及・広報するため、施策のポイントをまとめたパンフレットやチラシ等を作成し、各地方公共団体や中小企業支援機関、金融機関等に配布したほか、中小企業支援ポータルサイト「ミラサポ」を通じた情報発信やイベント「一日中小企業庁」の開催等により、広く普及・広報を実施した。

(A) 冊子類の発行

中小企業施策を利用する際の手引き書として200以上の施策を紹介した「中小企業施策利用ガイドブック」や施策別のパンフレットを作成し、中小企業、地方公共団体、中小企業支援機関（商工会、商工会議所等）、金融機関、中小企業を支援する税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士等に広く配布した。

(B) 「一日中小企業庁」の開催

開催地の都道府県と中小企業庁が共催し、地元中小企業者の方々に最新の施策を紹介し、理解を深めていただくとともに、意見交換や交流の場を設け、今後の中小企業施策の見直し・拡充等に反映させるイベントを開催した。1964年度以来、毎年度開催しており、2016年度は、福岡県において開催した。（来場者：約300名）

(C) インターネットを活用した広報

① ホームページによる広報

中小企業庁ホームページにおいて、中小企業施策に関する最新情報、補助金等公募に関する情報、広報のためのパンフレット・チラシ、冊子等を公表した。2016 年度は、年間約 3,400 万ページビューのアクセスがあった。

②メールマガジン

各中小企業支援機関と連携し、補助金をはじめとする中小企業支援施策情報、地域情報、調査・研究レポート等の情報をメールマガジン登録者に、毎週水曜日に配信した。メールマガジン登録者数は、約 9.1 万（2016 年 12 月末現在）。

(D) ミラサポ（中小企業・小規模事業者の未来をサポートするポータルサイト）

「ミラサポ」を通じて、最新の支援情報や補助金申請のノウハウ、活用事例等を分かりやすくタイムリーに全国の中小企業に届けた。（会員数：11.4 万、ミラサポメールマガ登録数：8.6 万 2016 年 12 月末現在）

(イ) 中小企業白書/小規模企業白書の作成

中小企業の現状や課題を把握するため、中小企業基本法第 11 条の規定に基づく年次報告等（平成 28 年（2016 年）版中小企業白書）を作成した。また、小規模企業の現状や課題を把握するため、小規模基本法第 12 条の規定に基づく年次報告等（平成 28 年（2016 年）版小規模企業白書）を作成した。

(ウ) 中小企業実態基本調査

中小企業の売上高、従業者数等の経営・財務情報に関する統計を整備するため、中小企業基本法第 10 条の規定に基づく中小企業実態基本調査を実施した。

(エ) 中小企業景況調査の公表

中小企業の景気動向を把握するため、四半期ごとに中小機構が実施する中小企業景況調査の公表を行った。